

いこ・ま・こいネットワーク規約

(名 称)

第1条 このネットワークは、いこ・ま・こいネット(以下、「ネット」という。)と称します。

(目 的)

第2条 このネットは、多くの人にとって大切な生駒山系の自然、歴史及び文化を後世に継承するとともに、多くの人々が集い、学び、遊び、夢が描ける生駒山系を育て、地域の活性化に資することを目指します。

(活 動)

第3条 このネットでは、前条の目的を達成するため、次の活動を行います。

会員間の情報交換、学習会の開催

イベントの開催など会員相互の連携、協力による事業への取組

生駒山系に関する情報の受発信と広報

調査研究、その他

2. このネットの活動は、公共、公益的な領域と民間が行う営利の領域、更にはボランティア等が行う非営利の領域が重なる共益の領域での活動を旨とし、活動ごとに当該事業に参加するネット会員の持ち寄りにより、予め役割分担を明確にして実施します。

(組 織)

第4条 このネットは、第2条の目的に賛同する個人、及び団体に構成します。

2. このネットへの参加は、既会員の推薦を添えて事務局に入会の申し込みをすることとし、直近の会議での会員への紹介により、新会員となることができます。
3. ネット全体の調整と運営は有志による運営会議を構成し、これを行います。
4. このネットの活動は、参加した個人、団体が主体であり、ネットは緩やかなものとするを尊重することから、ネットの代表者は選出せず、実務上の代表は事務局の代表者に委任されます。
5. 事務局は、当面の間、財団法人大阪府みどり公社に置きます。

(運 営 会 議)

第 5 条 運営会議は、「情報交換と活動の場」であり、基本的に入出入り自由であるとともに、各会員の主体性を尊重します。

2 . 運営会議は、地域での活動の情報交換や企画・運営を行います。

(協 力)

第 6 条 このネットの目的に賛同する企業などで、ネットの行う活動に協力する団体を協力団体として登録することができます。

2 . 協力団体の協力の範囲は、ネットが行う具体的な活動毎に協力団体の意志により決定されます。

(会 計)

第 7 条 会計は、事務局が担当します。

2 . 事務局は、イベントや事業活動ごとに会計報告を作成し、会員に報告します。

(規 約 変 更)

第 8 条 この規約の変更は、運営会議において行い、全ての会員に報告します。

(委 任)

第 9 条 この規約に定めるもののほか、このネットの運営に必要な事項は、運営会議でこれを定めます。

(付 則) この規約は、平成 2 1 年 3 月 7 日から施行します。

(付 則) この規約は、平成 2 2 年 7 月 1 6 日から施行します。